

## かながわ福祉みらい賞実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわ福祉みらい賞実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(算出基準日)

第2条 従事年数等の算出基準日は、表彰年度の10月1日とする。

(功績の範囲)

第3条 要綱第3条第1項第4号及び第2項第3号に規定する研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みは、表彰年度の8月1日を基準日として、2年以内を実施したものとする。

(被表彰者の対象除外)

第4条 公務員又は看護賞若しくは保育賞の対象者は、個人表彰の表彰対象者から除く。

2 公務委員は、団体表彰の表彰対象者から除く。

(被表彰候補者の推薦及び選考)

第5条 候補者の推薦は、要綱第4条に規定する推薦者が、次の書類を知事に提出することにより行う。

(1) 「かながわ福祉みらい賞」被表彰候補者推薦書（第1号様式）

(2) 功績調書（個人）（第2号様式）

(3) 功績調書（団体）・団体名簿（第3号様式）

(4) 表彰の対象となる功績が分かる資料

2 要綱第5条に規定する選考は、推薦者から提出された書面によるほか、必要に応じて内容聴取や現地調査を行うものとする。

(選考委員会)

第6条 かながわ福祉みらい賞選考委員会の委員は、神奈川県介護賞選考委員会の委員をもって充てる。

2 応募年度及び応募年度を除く過去3年度に、候補者の属する法人内の他の施設等で社会的影響が大きいと判断される虐待等の不祥事を起こした場合、選考しないことができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月9日から施行する。

